関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に 記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康 保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて 連絡したのでお知らせします。

事 務 連 絡 平成29年8月31日

地 方 厚 生 ( 支 ) 局 医 療 課 都道府県民生主管部(局)

国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部) 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に 記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成29年厚生労働省告示第287号)が公布され、平成29年9月1日から適用されることに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成28年3月4日事務連絡)を次のように改正し、平成29年9月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表Ⅱ区分112(1)に次のように加える。

③ リードー体型

B0021120103

2 別表 Ⅱ区分133(14)に次のように加える。

③ オーバーザワイヤー型

B0021331503

3 別表Ⅱに次のように加える

192 経皮的胆道拡張用バルーンカテーテル

B002192

193 補助循環用ポンプカテーテル

B002193

(別表)

改正後

行

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料 II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及び機能区分コード

機能区分 001~111 (略)	機能区分コード
112 ペースメーカー	
(1) シングルチャンバ	
. ①・② (略)	
③ リード一体型	B002 112 01 03
(2)~(7) (略)	
13~132 (略)	
33 血管内手術用カテーテル	
(1)~(13) (略)	
(14) 静脈弁カッター	
①・② (略)	
③ オーバーザワイヤー型	B002 133 15 03
(15)~(22) (略)	
34~191 (略)	
192 経皮的胆道拡張用バルーンカテーテル	B002 192
193 補助循環用ポンプカテーテル	B002 193

機能区分	] *	機能区分コード		
001~111 (略)		$\Box$		П
112 ペースメーカー				
(1) シングルチャンパ				П
①・② (略)		T = I		П
_(新設)_		T		
(2)~(7) (略)		$\Box$		$\coprod$
113~132 (略)				П
133 血管内手術用カテーテル		T	$\top$	
(1)~(13) (略)		$\top$		П
(14) 静脈弁カッター				
①・② (略)			$\bot$	
		+	$\dashv$	44
(15)~(22) (略)		+		┯
134~191 (略)		+-+		++
(新設)		++		+